

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (総務部総務課)	15
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	15
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	15
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	15
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	16
○道路の供用の開始…………… (道路課)	16

### 告 示

#### 北海道告示第643号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成24年11月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
北海道庁本庁舎耐震改修事業（北海道庁本庁舎（昭和43年竣工）の耐震改修に係る設計及び施工）に係る次の業務  
(1) 設計及び工事監理業務  
(2) 耐震改修工事業務
- 落札を決定した日  
平成24年10月29日
- 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 北海道庁本庁舎耐震改修事業受注コンソーシアム  
代表企業 株式会社竹中工務店  
(2) 住 所 大阪市中央区本町4丁目1番13号
- 落札金額  
4,100,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
設計・施工一括発注方式による総合評価一般競争入札

6 一般競争入札の公告  
平成24年7月6日付け北海道告示第452号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- 名 称 北海道総務部総務課
  - 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

#### 北海道告示第644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成24年10月31日、南るもい土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年11月13日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（幌延地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道宗谷総合振興局に備え置いて、平成24年11月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年11月13日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第646号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を江差町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成24年北海道告示第620号のとおりである。

平成24年11月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 所在が不明な者
- |  |        |
|--|--------|
| 檜山郡江差町字伏木戸町427所在の森林について所有権を有する         | 石山 澄子  |
| 檜山郡江差町字伏木戸町363所在の森林について所有権を有する         | 佐藤 定二郎 |
| 檜山郡江差町字伏木戸町207所在の森林について所有権を有する         | 小林 松雄  |
| 檜山郡江差町字伏木戸町407所在の森林について所有権を有する         | 津村 利恵子 |
| 檜山郡江差町字伏木戸町203、206、428所在の森林について所有権を有する | 佐藤 たま  |
| 檜山郡江差町字伏木戸町205、219所在の森林について所有権を有する     | 津村 ミヨ  |

檜山郡江差町字尾山町385所在の森林について所有権を有する 棚田 甚臈  
 檜山郡江差町字伏木戸町427所在の森林について所有権を有する 坂本 由美子  
 檜山郡江差町字伏木戸町222所在の森林について所有権を有する 津村 正行  
 檜山郡江差町字楸川町400の2所在の森林について所有権を有する 岸田 慶三郎

**北海道告示第647号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年11月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
北見瑞野美幌線 北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部	網走郡美幌町字美里10番1地先から 同郡美幌町字瑞治18番1地先まで	前	6.30mから 26.80mまで	1,265.37m	—
		前	11.65mから 68.17mまで	1,200.00m	—
		前	6.30mから 26.80mまで	1,275.37m	—
		前	6.30mから 35.50mまで	1,277.88m	—
		後	6.30mから 26.80mまで	1,265.37m	—
		後	11.65mから 68.17mまで	1,200.00m	—
		後	6.30mから 35.50mまで	1,277.88m	—
置戸福野北見線 北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部	北見市北上180番1地先から 同市北上953番地先まで	前	15.00mから 27.50mまで	545.41m	—
		後	17.00mから 27.50mまで	545.41m	—

**北海道告示第648号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日か

ら2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年11月13日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 清水谷足寄線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	足寄郡足寄町字喜登牛645番2地先から 同郡足寄町字喜登牛854番10地先まで	平成24.11.13
道道 清水谷足寄線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	足寄郡足寄町字塩幌1256番1地先から 同郡足寄町字上利別西2線102番1地先まで	同
道道 清水谷足寄線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	足寄郡足寄町字芽登6線296番2地先から 同郡足寄町字芽登6線102番8地先まで	同
道道 清水谷足寄線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	足寄郡足寄町字喜登牛1476番地先から 同郡足寄町字喜登牛1890番地先まで	同
道道 清水谷足寄線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	足寄郡足寄町喜登牛1457番1地先から 同郡足寄町喜登牛1457番1地先まで	同